

【2010年11月16日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第8号 ■

既卒者の新卒枠での採用に積極的な取組を！
～青少年雇用機会確保指針を改正しました～

11月15日、雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」を改正しました。

【青少年雇用機会確保指針の改正について】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000wgq1.html>

今般の主な改正のポイントは、学校等の新卒者の採用枠について、卒業後少なくとも3年間は応募できるよう、事業主の方に努めていただくことになったことです。

日本のこれからを担う若い方に門戸を開くためにも、卒業後3年以内の既卒者についても新卒枠で応募を受け付けていただくようお願いします。

既卒3年以内の方を採用した場合には、以下の奨励金をご利用できる可能性があります。

【3年以内既卒者トライアル雇用奨励金】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/c-top-b.pdf>

【3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/c-top-a.pdf>

これらの奨励金も含め、ハローワークでは、事業主の方への相談・アドバイスをしていますので、詳しくは最寄りのハローワークにご相談下さい。

この指針改正の周知に合わせ、厚生労働省では、11月15日に主要経済団体・業界団体に対して、厚生労働大臣から要請書を送付しました。事業主の皆様の求人提出

へのご協力をお願いいたします。

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声へ
リンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★注意事項についてはこちらをご覧ください。

<http://merumaga.mhlw.go.jp/>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。

=====